

岐阜県公報

第二千四百三十九号
平成二十五年四月二十三日

(火曜日)

目次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始
保安林の指定
選挙管理委員会告示

(道路維持課) 二八六^ペ_シ
(同) 二八六
(郡上農林事務所) 二八七

政治活動のために寄付を受け、又は支出をすることができない団体
教育委員会訓令甲

(選挙管理委員会) 二八八

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

(教育総務課) 二八九

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
介護保険指定居宅サービス事業所の指定
介護保険指定居宅サービス事業所の廃止
介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止
介護保険法における介護老人保健施設の開設許可
介護保険指定介護予防サービス事業所の指定
介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止
平成二十五年岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、
大学卒程度試験及び資格免許職(薬剤師・管理栄養士)試験の実施

(環境生活政策課) 二八九
(高齢福祉課) 二八九
(同) 二九〇
(同) 二九一
(同) 二九一
(同) 二九一
(同) 二九一
(同) 二九一
(人事委員会) 二九三

平成二十五年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施
(同) 二九七

正 誤

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則中訂正
(障害福祉課) 二九九

告示

岐阜県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年四月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町東横山字南矢中谷一五八二番一三	前	五・五〇 一・五〇	二〇〇・〇	B A及び係図面
		同 郡 同 町 同 字 地先まで 二五八二番一	後	一四・〇〇 五・〇〇	一九〇・〇	
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町東横山字南矢中谷一五八二番一	前	五・五〇 一・五〇	二〇〇・〇	B A及び係図面
		同 郡 同 町 同 字 地先から 一五八二番一	後	一四・〇〇 五・〇〇	一九〇・〇	
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町西横山字川尻八番三	前	七・〇〇 八・〇〇	五〇〇・〇	B A及び係図面
		同 郡 同 町 同 字 地先まで 三	後	九・〇〇 五・〇〇	四四〇・〇	
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町西横山字川尻八番三	前	七・〇〇 八・〇〇	五〇〇・〇	B A及び係図面
		同 郡 同 町 同 字 地先から 三	後	九・〇〇 五・〇〇	四四〇・〇	

川尻八番三地先から
同 郡 同 町 鶴見字境
ケ谷一六九九番五地先ま
で

後	前	後 A	後 B
一四・〇〇 五・〇〇	八・〇〇 一〇・〇	九・〇〇 三・六〇	一〇・〇〇 五・五〇
三六〇	三三〇	五六〇	一三三〇

すに表
のる敷
をの区
分をい
う。

岐阜県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年四月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	江大南垣線	大垣市小泉町字壱番割四〇番五地先から同 市大村二丁目一九番一地先まで	四八・五	平成二五・四・三	平成一五・一・二四

岐阜県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年四月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
県道	大今垣尾線	大垣市大村一丁目揖斐川右岸堤防敷地先(一八六番)から同市三本木一丁目揖斐川右岸堤防敷地先(四九二番四)まで	五・六〇	平成二五年・四・二三	平成二五年・五・一六

岐阜県告示第二百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年四月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町東横山字南矢中谷一五八二番一三地先から同郡同町鶴見字境ヶ谷一六九六番六地先まで	三・三七〇	平成二五年・四・二三	昭和二五年・四・一

岐阜県告示第二百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
郡上市大和町島字井ノ上七四二五の一、字清水七四二九の一
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字井ノ上七四二五の一
 - 2 その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

岐阜県公職選挙法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十七条第一項の規定により、次の政治団体は、平成二十五年四月二十二日午後、岐阜県庁（選挙管理委員会）のため、

附を受け、又はその名称を次のごおり変更する。その名称等を次のとおり変更する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党一之宮支部	岩野照和	谷村悦郎	高山市一之宮町5261 1	政党の支部	自由民主党本部	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
大西たかひろ後援会	大西隆博	大西隆博	岐阜市太郎丸北浦122 5			
小木曾達也育てる会	小木曾達也	小木曾綾子	本巣郡北方町北方1726 2 1			
影山啓吉後援会	影山啓吉	影山啓吉	養老郡養老町西小倉125 3			
亀谷光後援会	亀谷良子	亀谷良子	可児市若葉台2 32			
岸上あおい後援会	岸上あおい	岸上由美	岐阜市入舟町4 7 2			
正義塾	畑中正行	丸山宏治	可児市川合2339 1			
戸田よしのり後援会	戸田吉律	戸田和子	美濃加茂市森山町3 5 57			
中村かずゆき後援会	中村員之	中村源	本巣郡北方町朝日町1 8			
中村ひろびこ岐阜後援会	井上悟	豊田雅孝	岐阜市万代町1 4 3			
瑞浪市再生研究会	井澤康樹	井澤由紀	瑞浪市寺河戸町1238 2			
若園重雄を励ます会	若園重雄	若園百合子	安八郡神戸町新屋敷587			

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第三号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋 嶮

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号イ中「集中発送する文書」を「集中発送文書」に改め、「発送する文書」の下に「及び個人情報を含む文書」を加える。第三十六条第一項中「定める区分」を「掲げる区分」に改め、同項第一号イ中「集中発送をする文書」を「集中発送文書」に改め、「発送する文書」の下に「及び個人情報を含む文書」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月二十三日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年四月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環境共生型すまい推進ネットワーク・ヴィヴィッド岐阜
- 三 代表者の氏名 福田 彌生
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市清字上沼六三九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ホルムアルデヒドなど化学物質やカビ・ダニによる室内の空気汚染や、産業廃棄物処理などから発生するダイオキシン等による環境汚染を軽減し、地域社会に対して安心して住み続けられるすまいと地域づくりをする為の啓蒙活動を行い、広く社会に寄与する事を目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 定 年 月 日
医療法人 B TF	介護老人保健 施設 穂	岐阜県加茂郡七宗町神淵一 〇二八七番地	短期入所 療養介護	平成 二五・三・三
医療法人忠知 会	桃井病院デイ ケアセンター	岐阜県可児郡御嵩町中二二 六三番地	通所リハ ビリテー ション	平成 二五・三・一
医療法人 B	介護老人保健	岐阜県加茂郡七宗町神淵一	通所リハ	平成

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社アック	リハビリデイサービスベスト	岐阜県羽島郡笠松町上本町六五番二	通所介護	平成二五・三・一
株式会社クリエート	福祉用具アリス	岐阜県羽島郡笠松町米野高瀬七八一番地の八	福祉用具貸与	平成二五・三・一
社会福祉法人飛驒古川	ヘルパーステーションさくら郷大野	岐阜県飛驒市古川町大野町三四一	訪問介護	平成二五・三・一
合同会社すみれヘルパーステーション	すみれヘルパーステーション	岐阜県可児市桜ヶ丘三丁目二番地	訪問介護	平成二五・三・一
有限会社飛驒コミュニケーションケアサポート	訪問看護おふくろ	岐阜県高山市石浦町六丁目二二六番地	訪問看護	平成二五・三・一
株式会社クリエート	福祉用具アリス	岐阜県羽島郡笠松町米野高瀬七八一番地の八	特定福祉用具販売	平成二五・三・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十三日
岐阜県知事 古田 肇

社会福祉法人高佳会	馬瀬ショートステイいきいき	岐阜県下呂市馬瀬惣島一五八番地	短期入所生活介護	平成二五・三・三
社会福祉法人和光会	ファミリーケア本巢	岐阜県本巣市三橋鶴舞九八	短期入所生活介護	平成二五・三・三
株式会社森住建	レッツ倶楽部ひのき	岐阜県大垣市松町七九八番地	通所介護	平成二五・一・三
株式会社悠	デイサービスつくしんぼみたけ	岐阜県可児郡御嵩町宿字十五松二二八二一	通所介護	平成二五・三・〇
有限会社ケアフルクローバー	ケアフルクローバーたんぼ	岐阜県土岐市泉町定林寺九六二番地七六	通所介護	平成二五・三・三
有限会社ケアフルクローバー	ケアフルクローバーひまわり	岐阜県土岐市泉町定林寺九六二番地三四	通所介護	平成二五・三・三
有限会社サシケン	夢舎デイサービスセンター	岐阜県高山市江名子町二〇九九番地の一	通所介護	平成二五・三・三
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会	ひるかわ訪問介護事業所	岐阜県中津川市蛭川四八六二番地一	訪問介護	平成二五・三・三
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会	福岡指定訪問介護事業所	岐阜県中津川市福岡七二四二	訪問介護	平成二五・三・三
いろいろ有限会社	いろいろ訪問介護	岐阜県土岐市泉町大富二七五山口荘一〇七号室	訪問介護	平成二五・三・三
社団法人恵那医師会	恵那医師会中津川地区老人訪問看護センター	岐阜県中津川市かやの木町一一七	訪問看護	平成二五・三・三

社会福祉法人 笠松町社会福 祉協議会	シヨン	笠松町社会福 祉協議会訪問 入浴サービス センター	岐阜県羽島郡笠松町長池四 〇八番地の一笠松町福祉健 康センター	訪問入浴 介護	平成 二五・三・三
社会福祉法人 美濃加茂市社 会福祉協議会	すこやか訪問 介護事業所	岐阜県美濃加茂市新池町三 丁目四番一号	訪問入浴 介護	平成 二五・三・三	

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 株式会社悠 コー薬局	事業所の名称 たけの子みた け 居宅介護 支援事業所	事業所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町宿字十 五松二二八二一	サービス の種類	廃 年月日
有限会社ケン コー	ケンコー	岐阜県大垣市楽田町一丁目 三三番地	居宅介護 支援	平成 二五・三・三
いろいろ有限会 社	いろいろ居宅介 護支援事業所	岐阜県土岐市泉町大富一七 五	居宅介護 支援	平成 二五・三・三

介護保険法における介護老人保健施設の開設許可

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定に基づき、同法第

八条第二十五項に定める介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

開設者の名称 又は氏名 医療法人 B TF	施設の名称 介護老人保健 施設 穂	施設の所在地 岐阜県加茂郡七宗町神淵一 〇二八七番地	サービスの 種類	許 年月日 可
医療法人 B TF	介護老人保健 施設 穂	岐阜県加茂郡七宗町神淵一 〇二八七番地	介護老人 保健施設	平成 二五・三・三

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名 医療法人 B TF	事業所の名称 介護老人保健 施設 穂	事業所の所在地 岐阜県加茂郡七宗町神淵一 〇二八七番地	サービスの 種類	指 年月日 定
医療法人 B TF	介護老人保健 施設 穂	岐阜県加茂郡七宗町神淵一 〇二八七番地	介護予防 短期入所 療養介護	平成 二五・三・三
医療法人 忠知 会	桃井病院デイ ケアセンター	岐阜県可児郡御嵩町中二 六三番地	介護予防 通所リハ ビリテー ション	平成 二五・三・一
医療法人 B TF	介護老人保健 施設 穂	岐阜県加茂郡七宗町神淵一 〇二八七番地	介護予防 通所リハ ビリテー ション	平成 二五・三・三

株式会社アック	リハビリデイサービスバス	岐阜県羽島郡笠松町上本町六五番二	介護予防通所介護	平成二五・三・一
株式会社クリエート	福祉用具あり	岐阜県羽島郡笠松町米野高瀬七八一番地の八	介護予防福祉用具貸与	平成二五・三・一
社会福祉法人飛驒古川	ヘルパーステーションさくらの大野	岐阜県飛驒市古川町大野町三四一	介護予防訪問介護	平成二五・三・一
合同会社すみれヘルパーステーション	すみれヘルパーステーション	岐阜県可児市桜ヶ丘三丁目二番地	介護予防訪問介護	平成二五・三・一
有限会社飛驒コミュニケーションケアサポート	訪問看護おふくろ	岐阜県高山市石浦町六丁目二二六番地	介護予防訪問看護	平成二五・三・八
株式会社クリエート	福祉用具あり	岐阜県羽島郡笠松町米野高瀬七八一番地の八	特定介護予防福祉用具販売	平成二五・三・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の第十二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 馬瀬ショート	馬瀬ショート	岐阜県下呂市馬瀬惣島一五	介護予防	平成

高佳会	ステイいきいき	一八番地	短期入所生活介護	二五・三・三
社会福祉法人和光会	ファミリーケア本巢	岐阜県本巢市三橋鶴舞九八	介護予防短期入所生活介護	二五・三・三
株式会社森住建	レッツ倶楽部ひのき	岐阜県大垣市松町七九八番地	介護予防通所介護	平成二五・一・三
株式会社悠	デイサービスつくしんぼみたけ	岐阜県可児郡御嵩町宿字十五松二二八二一	介護予防通所介護	平成二五・三・〇
有限会社ケアフルクローバー	ケアフルクローバーたんぼ	岐阜県土岐市泉町定林寺九六二番地七六	介護予防通所介護	平成二五・三・三
有限会社ケアフルクローバー	ケアフルクローバーひまわり	岐阜県土岐市泉町定林寺九六二番地三四	介護予防通所介護	平成二五・三・三
有限会社サンケア	夢舎デイサービスセンター	岐阜県高山市江名子町二〇九九番地の一	介護予防通所介護	平成二五・三・三
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会	ひるかわ訪問介護事業所	岐阜県中津川市蛭川四八六二番地一	介護予防訪問介護	平成二五・三・三
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会	福岡指定訪問介護事業所	岐阜県中津川市福岡七二四二	介護予防訪問介護	平成二五・三・三
いろいろ有限会社	いろいろ訪問介護	岐阜県土岐市泉町大富二七五山口荘一〇七号室	介護予防訪問介護	平成二五・三・三
社団法人恵那医師会	恵那医師会中津川地区老人訪問看護ステ	岐阜県中津川市かやの木町一一七	介護予防訪問看護	平成二五・三・三

社会福祉法人 笠松町社会福 祉協議会	1 シ ヨ ン	笠松町社会福 祉協議会訪問 入浴サービ スセンター	岐阜県羽島郡笠松町長池四 〇八番地の一笠松町福祉健 康センター	介護予防 訪問入浴 介護 介護	平成 二五・三三
社会福祉法人 美濃加茂市社 会福祉協議会	すこやか訪問 介護事業所	岐阜県美濃加茂市新池町三 丁目四番一号	介護予防 訪問入浴 介護	平成 二五・三三	

平成二十五年年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、大学卒程度試験及び資格免許職（薬剤師・管理栄養士）試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十五年年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、大学卒程度試験及び資格免許職（薬剤師・管理栄養士）試験を次のとおり実施します。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学院修士課程修了及び大学卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする事務的又は技術的業務に従事する職員並びに薬剤師・管理栄養士に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する職員を採用するためにあります。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
大学院修士課程修了者試験	機械学	若干人
	化学	若干人
	生物学	若干人

二 受験資格

資格免許職試験	大学卒程度試験	行政（福祉）	行政	警察行政	心理学	農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	化学	薬剤師	管理栄養士
		五	六	十	五	五	若	十	二	五	十	若	若	若	十	若
		人	十	人	人	人	干	人	十	人	人	干	干	干	人	干
		程	人	程	程	程	人	程	程	程	程	人	人	人	度	度
		度	程	度	度	度	人	度	度	度	度	人	人	人	人	人

次に掲げる者

一 平成二十五年四月一日における年齢が三十一歳未満で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院において修士課程を修了又は平成二十六年三月までに修了見

資格免許職試験		大学卒程度試験													
管理栄養士	薬剤師	化学	機械	電気	農業土木	建築	土木	森林科学	畜産	農学	心理学	警察行政	行政(福祉)	行政	生物工学
<p>平成二十五年四月一日における年齢が二十九歳未満で、管理栄養士免許を有する者又は平成二十六年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者</p> <p>平成二十五年四月一日における年齢が二十九歳未満で、薬剤師免許を有する者又は平成二十六年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者</p>		<p>込みの者</p> <p>二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>次に掲げる者</p> <p>一 平成二十五年四月一日における年齢が二十歳以上二十九歳未満の者</p> <p>二 平成二十五年四月一日における年齢が二十歳未満の者で次に掲げるもの</p> <p>イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成二十六年三月までに卒業見込みの者</p> <p>ロ 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>													
機	械	<p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。</p> <p>1 日本の国籍を有しない者(ただし、大学院修士課程修了者試験、大学卒程度試験における「心理」「電気」「機械」「化学」及び資格免許職試験を除く。)</p> <p>2 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。</p> <p>三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表</p> <p>1 第一次試験</p> <p>(一) 日時及び場所 平成二十五年六月三十日(日) 午前八時三十分から岐阜市において行います。</p> <p>(二) 方法</p> <p>(1) 教養試験 公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分に行います。</p> <p>(2) 専門試験 試験区分に応じた専門的知識、技術又はその他の能力について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。(ただし、資格免許職試験における「管理栄養士」は、記述式による筆記試験を一時間半にわたって行います。)</p> <p>試験問題の出題分野は、次のとおりです。</p> <p>大学院修士課程修了者試験</p>													
試験区分	出題分野	<p>数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等</p>													

農 業 土 木	建 築	土 木	森 林 科 学	畜 産	農 学	心 理	警 察 行 政	行 政 (福 祉)	行 政	試 験 区 分	大 学 卒 程 度 試 験	生 物 工 学	化 学
良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般等	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等	森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む)、林業工学、林産一般、砂防工学等	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等	応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学等	政治学、社会政策、国際関係等	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等	政治学、憲法、行政法、民法、社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査等	出 題 分 野		遺伝学、遺伝子工学、物理学、生物学、化学、微生物学、衛生学、公衆衛生学等	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・有機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等

資格免許職試験		電 気	機 械	化 学
管理栄養士	薬剤師	試験区分	出 題 分 野	出 題 分 野
学、公衆栄養学、給食経営管理論等	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬劑、病態・薬物治療、法規・制度等	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
<p>(3) 論文試験 識見、論理性、思考力等について試験を行います。 なお、この試験は、第二次試験として評価します。</p> <p>(三) 合格者発表 平成二十五年七月十二日(金)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します(ただし、資格免許職試験における「管理栄養士」は、七月下旬予定)。 岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス http://www.pref.gifu.g.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/</p> <p>2 第二次試験 第一次試験の合格者に対して行います。 (一) 日時及び場所 平成二十五年七月下旬から八月下旬(予定)に岐阜市において行います。 なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。</p>				

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 集団討論試験

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います
(大学院修士課程修了者試験を除く。)

(3) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十五年八月下旬から九月上旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」といふ。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十六年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員」として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成二十五年度の新規採用者の研究職給料表適用職員の給料月額額は、大学院修士課程修了者で二十一万七千七百円、行政職給料表適用職員は、大卒者で十七万八千八百円、医療職(給料表適用職員)は、大学六卒者で二十万四千円、大卒者で十八万四千五百円、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤

勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「修士請求」、「大卒請求」又は「資格免許職請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「修士受験」、「大卒受験」又は「資格免許職受験」と朱書きし、〒五〇〇 八五七〇(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十五年五月七日(火)から五月二十四日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十四日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話〇五八二七二 八七九六)へ問い合わせてください。

平成二十五年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十五年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識又はその他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
身体障がい者を対象とした職員採用試験	行政	五人

二 受験資格

試験名	受験資格
身体障がい者を対象とした職員採用試験	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十五年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者も含む。）</p> <p>四 活字印刷文による出題に対応できる者</p>

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十五年六月三十日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分に行います。

(2) 専門試験

公務員として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。
試験問題の出題分野は別表のとおりです。

(別表)

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等

(3) 論文試験

識見、論理性、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十五年七月十二日(金)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十五年七月下旬から八月中旬(予定)に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。

(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十五年八月下旬から九月月上旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、

第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」といふ。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十六年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

五 給与等

平成二十五年度の新規採用者の給料月額は、十七万八千八百円で、原則として毎年

一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員行政請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員行政受験」と朱書きし、〒五〇〇 八五七〇(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十五年五月七日(火)から五月二十四日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十四日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話〇五八二七二 八七九六)へ問い合わせてください。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十四年四月一日号外(註) 岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(岐阜県規則第三十四号)八頁下段前から七行目中「若しくは第三項、法第六十三條の二第一項若しくは第二項又は法第六十三條の三第一項」を「又は第三項」に改め、「本人から徴収するときは別表第二、それ以外の場合であつて」は、「法第三十一條第二項若しくは第三項、法第六十三條の二第一項若しくは第二項又は法第六十三條の三第一項の規定による措置をした場合であつて本人から徴収するときは別表第二」の誤り。

平成二十五年四月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社